○総務省令第百五十七号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十二条第二項の規定に基づき、過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二日

総務大臣　川端　達夫

過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令の一部を改正する省令

過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令（平成二十二年総務省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四　過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村　法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域として法第二条第二項の規定により公示された区域をその一部とする市町村

第一条中第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　過疎地域の市町村　過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項第一号又は第二号に規定する過疎地域をその区域とする市町村として法第二条第二項の規定により公示された市町村

二　過疎地域とみなされた市町村　法第三十三条第一項の規定により当該市町村の区域を過疎地域とみなされた市町村として法第二条第二項の規定により公示された市町村

第二条の見出し中「当該市町村の区域を」を削り、同条中「法第二条第一項第一号若しくは第二号に規定する過疎地域をその区域とする市町村又は法第三十三条第一項の規定により当該市町村の区域を過疎地域とみなされた市町村として法第二条第二項の規定により公示された」を「過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされた」に改める。

第三条中「法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域として法第二条第二項の規定により公示された」を「過疎地域とみなされた」に改め、「次条」の下に「及び附則第三条」を加える。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、同条の次に次の三条を加える。

（平成二十三年度における過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされた市町村における額の算定の特例）

第二条　平成二十三年度に限り、過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされた市町村の法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、第二条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に、災害の防止又は軽減を図るための事業の実施につき当該市町村が必要とする経費のうちその支払に充てるため法第十二条第二項の規定による地方債を起こすこととしているものの額を加算した額とする。ただし、当該加算額は、第二条の規定により算定した額に〇・五を乗じて得た額を限度とする。

（平成二十三年度における過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村における額の算定の特例）

第三条　前条の規定は、平成二十三年度に限り、過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村であって、普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受けるものにおいて準用する。この場合において「過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされた市町村」とあるのは「過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村」と、「第二条」とあるのは「第三条」と読み替えるものとする。

（平成二十三年度における合併後の過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされた市町村における額の算定の特例）

第四条　平成二十三年度に限り、第四条の規定により額を算定する場合における法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、第四条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に、災害の防止又は軽減を図るための事業の実施につき当該市町村が必要とする経費のうちその支払に充てるため法第十二条第二項の規定による地方債を起こすこととしているものの額を加算した額とする。ただし、当該加算額は、第四条の規定により算定した額に〇・五を乗じて得た額を限度とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令附則第二条（附則第三条において準用する場合を含む。）及び附則第四条の規定は、この省令の施行の日以後に予算に計上された災害の防止又は軽減を図るための事業の実施につき当該市町村が必要とする経費のうちその支払に充てるために起こす過疎地域自立促進のための地方債について適用し、同日前に予算に計上された災害の防止又は軽減を図るための事業の実施につき当該市町村が必要とする経費のうちその支払に充てるために起こす過疎地域自立促進のための地方債については、なお従前の例による。

○総務省令第三号
財務省令第三号

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の施行に伴い、及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十二条の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二日

総務大臣　川端　達夫

財務大臣　安住　淳

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（みなし外国税額の控除の申告手続等）

第十条　居住者又は内国法人が所得税法第九十五条、法人税法第六十九条若しくは第八十一条の十五又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の三、第五十三条第二十四項、第三百十四条の八若しくは第三百二十一条の八第二十四項（同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による外国税額の控除を受けようとする場合において、所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税の額、法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税の額、地方税法第三十七条の三若しくは第三百十四条の八に規定する外国の所得税等の額又は同法第五十三条第二十四項若しくは第三百二十一条の八第二十四項に規定する外国の法人税等の額のうちにみなし外国税額があるときは、次に掲げる書類には、控除を受けるべきみなし外国税額の計算の明細を記載した書類及び当該みなし外国税額を証明する書類を含むものとする。

一　所得税法第九十五条第五項又は第六項の規定により同法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書、同項第三十九号に規定する修正申告書又は同項第四十号の二に規定する更正請求書に添付すべき書類